

# 兵庫県公報

平成30年6月8日 金曜日 第3009号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	1
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	1
○ 入札公告（管理課）	2
○ 同上（同）	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	8
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	11
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	12

## 公 告

### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 随意契約に係る役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び住所  
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額  
55,853,835円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ダイレックス加東店  
所在地 加東市上中三丁目31番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ダイレックス株式会社  
住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
代表者の氏名 貞 方 宏 司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ダイレックス株式会社  
住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
代表者の氏名 貞 方 宏 司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年1月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,559平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
61台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
45台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
23.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成30年5月22日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年6月8日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成30年10月9日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

### (1) 調達物品及び数量

県立特別支援学校大型スクールバス 2台

### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 納入期限

平成31年3月29日（金）

### (4) 納入場所

兵庫県立こやの里特別支援学校（伊丹市瑞ヶ丘2-3-2） 1台

兵庫県立芦屋特別支援学校（芦屋市陽光町8-37） 1台

### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 村田

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年6月8日（金）から同月22日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年7月20日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年7月19日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

平成30年6月8日（金）から同月22日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同月22日（金）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

平成30年7月12日（木）午後5時から同月20日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

平成30年6月9日（土）から同年7月5日（木）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年6月9日（土）から同月22日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同月22日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

## ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

平成30年7月12日（木）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年7月18日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年8月3日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。



## (4) 納入場所

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 兵庫県立芦屋特別支援学校（芦屋市陽光町8—37）         | 1台 |
| 兵庫県立神戸特別支援学校（神戸市北区大脇台10—1）       | 1台 |
| 兵庫県立氷上特別支援学校（丹波市春日町棚原3098—1）     | 1台 |
| 兵庫県立東はりま特別支援学校（加古郡播磨町北古田1—17—17） | 1台 |
| 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校（姫路市苜編688—58）    | 1台 |
| 兵庫県立西はりま特別支援学校（たつの市新宮町光都1—3—1）   | 1台 |

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 村田

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年6月8日（金）から同月22日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成30年7月20日（金）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年7月19日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成30年6月8日（金）から同月22日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同月22日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成30年7月12日（木）午後5時から同月20日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

#### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

##### ア 受付期間

平成30年6月9日（土）から同年7月5日（木）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成30年6月9日（土）から同月22日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同月22日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

##### イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

##### ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

##### エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

##### オ 確認の結果

平成30年7月12日（木）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年7月18日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年8月3日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Middle-sized school buses 6 vehicle

(3) Delivery period: December 28, 2018

(4) Delivery place:

Ashiya school for students and children with special needs  
Kobe school for students and children with special needs  
Hikami school for students and children with special needs  
Higashi-Harima school for students and children with special needs  
Himeji-Shirasagi school for students and children with special needs  
Nishi-Harima school for students and children with special needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 22, 2018

(6) Deadline for tender:

15:00 July 20, 2018 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 July 19, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Murata, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4936

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年6月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|--------|----------|------------|-------|
|         |        |          |            |       |



|                  |         |         |                                  |            |
|------------------|---------|---------|----------------------------------|------------|
| AKA-SHI<br>みらい会議 | 樽 谷 彰 人 | 樽 谷 彰 人 | 明石市小久保120-55 A-601               | 平成30年4月20日 |
| 岡田妙子後援会          | 岡 田 妙 子 | 計 倉 弥 栄 | 加古川市野口町長砂290-5                   | 平成30年4月9日  |
| 改革推進の会           | 福 岡 照 文 | 落 合 誠   | 加古川市尾上町今福460番地の1                 | 平成30年4月10日 |
| 川上八郎をはげます会       | 川 上 八 郎 | 川 上 裕 子 | 伊丹市昆陽南5丁目13の12                   | 平成30年4月26日 |
| かわにし新時代プロジェクト    | 越 田 謙治郎 | 越 田 直 子 | 川西市中央町3-7 渡辺ビル2階                 | 平成30年4月2日  |
| 清元ひでやす後援会        | 澤 田 巧   | 増 尾 賢 一 | 姫路市飾東町清住571-4番地                  | 平成30年4月5日  |
| 立花俊治後援会          | 中 村 弘   | 大 西 順 治 | 加古川市野口町野口144-20                  | 平成30年4月13日 |
| 地域の未来を考える会       | 柘 植 厚 人 | 橘 敏 彦   | 加古川市野口町野口286-1 ハイタウンA棟1006号室     | 平成30年4月27日 |
| つばきよしこ後援会        | 藤 原 健 博 | 掘 井 健 智 | 加古川市加古川町大野1419番29号               | 平成30年4月2日  |
| 中井なりさと後援会        | 中 井 成 郷 | 中 井 聡 子 | 川西市丸山台2丁目2-33                    | 平成30年4月19日 |
| 日本共産党前田みさ子後援会    | 亀 井 洋 示 | 水 谷 文 輝 | 神戸市兵庫区水木通3丁目1-1                  | 平成30年4月20日 |
| 野村明広後援会          | 野 村 明 広 | 久保田 忠 幸 | 加古川市別府町別府918-33                  | 平成30年4月9日  |
| 松下たかのり後援会        | 松 下 貴 典 | 松 下 美 穂 | 神戸市垂水区西脇1丁目2-9-1                 | 平成30年4月26日 |
| 村上たつま後援会         | 村 上 立 真 | 室 井 裕 行 | 神戸市兵庫区会下山町2-5-18 グリーンハイツ会下山202号室 | 平成30年4月23日 |
| 山田みつあき後援会        | 山 田 光 昭 | 石 谷 嘉 英 | 高砂市梅井2丁目7番23号                    | 平成30年4月5日  |
| 山本けんご後援会         | 山 本 賢 吾 | 山 本 温 子 | 加古川市西神吉町岸391番                    | 平成30年4月2日  |
| 横田英樹と高砂を考える会     | 横 田 英 樹 | 横 田 英 樹 | 高砂市阿弥陀町魚橋944-8                   | 平成30年4月12日 |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名  | 異動事項       | 異動内容 |                                | 異動年月日      |
|-------------------|---------|------------|------|--------------------------------|------------|
| 公明党衆議院小選挙区兵庫第2総支部 | 赤 羽 一 嘉 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市兵庫区大開通2-3-6<br>メゾンユニバーサル203 | 平成30年3月28日 |
|                   |         |            | 旧    | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28<br>フローラ上沢2A    |            |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異動内容 | 異動年月日 |
|---------|--------|------|------|-------|
|         |        |      |      |       |

|                     |      |            |   |                              |            |
|---------------------|------|------------|---|------------------------------|------------|
| 明石・明日を語る会           | 夏山政彦 | 代表者の氏名     | 新 | 夏山政彦                         | 平成30年3月31日 |
|                     |      |            | 旧 | 尾上輝光                         |            |
| 赤羽かずよし後援会           | 赤羽一嘉 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市兵庫区大開通2-3-6<br>メゾンユニバー203 | 平成30年3月28日 |
|                     |      |            | 旧 | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28<br>フローラ上沢2A  |            |
| 赤羽かずよしを励ます会         | 赤羽一嘉 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市兵庫区大開通2-3-6<br>メゾンユニバー203 | 平成30年3月28日 |
|                     |      |            | 旧 | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28<br>フローラ上沢2A  |            |
| 河島三奈後援会             | 河島三奈 | 会計責任者の氏名   | 新 | 河島三奈                         | 平成30年4月23日 |
|                     |      |            | 旧 | 鱒渕数芳                         |            |
| 黒田武志後援会             | 黒田明治 | 会計責任者の氏名   | 新 | 郷田祐司                         | 平成29年9月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 郷田裕司                         |            |
| 鈴木利信後援会             | 原勉   | 代表者の氏名     | 新 | 原勉                           | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 宮本順子                         |            |
| 税理士による衆議院議員関よしひろ後援会 | 忝田裕顯 | 会計責任者の氏名   | 新 | 三木裕人                         | 平成30年2月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 寺崎明                          |            |
| 田中淳司と旬政クラブ          | 田中淳司 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 尼崎市七松町1-13-23-202            | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 尼崎市七松町2-4-7                  |            |
| どえん孝昌後援会            | 西川賢司 | 代表者の氏名     | 新 | 西川賢司                         | 平成30年4月10日 |
|                     |      |            | 旧 | 小宮清治                         |            |
|                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 東真住子                         | 平成30年4月10日 |
|                     |      |            | 旧 | 高田智明                         |            |
| 長尾あきのり後援会           | 段林正樹 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 三田市すずかけ台3-4-2-2-207          | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 三田市つつじが丘南3丁目14-12            |            |
|                     |      | 代表者の氏名     | 新 | 段林正樹                         | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 松岡信枝                         |            |
|                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 松原慶子                         | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 桜井千鶴子                        |            |
| 西上俊彦後援会             | 仲田嘉典 | 会計責任者の氏名   | 新 | 織部美然                         | 平成27年12月1日 |
|                     |      |            | 旧 | 山本清                          |            |
| 能見勇八郎後援会            | 山田定信 | 会計責任者の氏名   | 新 | 森本耕司                         | 平成30年3月30日 |
|                     |      |            | 旧 | 永田善一郎                        |            |
| 兵庫県議会自由民主党議員団       | 森脇保仁 | 代表者の氏名     | 新 | 森脇保仁                         | 平成30年4月23日 |
|                     |      |            | 旧 | 加田裕之                         |            |
|                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 大谷勘介                         |            |
|                     |      |            | 旧 | 上田良介                         |            |
| 兵庫県歯科医師連盟明石支部       | 福水秀樹 | 会計責任者の氏名   | 新 | 若林宏明                         | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 小河宏行                         |            |
| 兵測協政治連盟             | 朝倉富征 | 会計責任者の氏名   | 新 | 平井住夫                         | 平成30年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 北村昭二                         |            |

|              |       |            |   |              |           |
|--------------|-------|------------|---|--------------|-----------|
| MIYA Network | 幣 原 都 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 芦屋市浜町2-8-303 | 平成30年4月1日 |
|              |       |            | 旧 | 芦屋市浜風町5-10   |           |
| 三輪かずとも後援会    | 松岡繁克  | 代表者の氏名     | 新 | 幣原 都         | 平成30年4月1日 |
|              |       |            | 旧 | 若林 益郎        |           |
|              |       | 代表者の氏名     | 新 | 松岡 繁克        | 平成30年4月1日 |
|              |       |            | 旧 | 三輪 和昭        |           |

3 政治団体の解散の届出  
その他の政治団体

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 解散年月日       |
|-------------------|--------|-------------|
| AKA-SHIみらい会議      | 樽谷 彰人  | 平成30年4月20日  |
| 活力を取り戻そう一期一会の会    | 東垣 典雄  | 平成30年3月30日  |
| 川上八郎をはげます会        | 川上 八郎  | 平成29年12月31日 |
| 長瀬幸夫励ます会          | 森脇 竹夫  | 平成30年3月30日  |
| 兵庫政経フォーラム上田きよし後援会 | 豊島 勲   | 平成29年12月29日 |
| 矢内作夫後援会           | 矢内 忠司  | 平成30年3月31日  |
| 脇本松夫後援会           | 松岡 貢   | 平成30年3月30日  |



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出があった。

平成30年6月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石 幸雄

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地                       | 指定年月日      |
|-----------------------|----------|--------------|----------------------------------|------------|
| 飯島 義雄                 | 姫路市長     | 飯島よしお後援会     | 姫路市東延末1-5 姫路駅南タイホービル6階           | 平成30年4月6日  |
| 岡田 妙子                 | 加古川市議会議員 | 岡田妙子後援会      | 加古川市野口町長砂290-5                   | 平成30年4月9日  |
| 川上 八郎                 | 伊丹市議会議員  | 川上八郎をはげます会   | 伊丹市昆陽南5丁目13の12                   | 平成30年1月1日  |
| 樽谷 彰人                 | 兵庫県議会議員  | AKA-SHIみらい会議 | 明石市小久保120-55 A-601               | 平成30年4月20日 |
| 野村 明広                 | 加古川市議会議員 | 野村明広後援会      | 加古川市別府町別府918-33                  | 平成30年4月9日  |
| 村上 立真                 | 神戸市議会議員  | 村上たつま後援会     | 神戸市兵庫区会下山町2-5-18 グリーンハイツ会下山202号室 | 平成30年4月23日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 異動事項       | 異動内容 |                             | 異動年月日      |
|------------------|------------|------------|------|-----------------------------|------------|
|                  |            |            | 新    | 旧                           |            |
| 赤羽 一 嘉           | 赤羽かずよし後援会  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市兵庫区大開通2-3-6 メゾンユニバーサル203 | 平成30年3月28日 |
|                  |            |            | 旧    | 神戸市兵庫区下沢通7丁目2-28 フローラ上沢2A   |            |
| 高橋 進 吾           | 高橋しんご後援会   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市東灘区甲南町3-1-2 ユタカビル1階      | 平成29年8月24日 |
|                  |            |            | 旧    | 神戸市東灘区北青木4-18-10            |            |
| 田 中 淳 司          | 田中淳司と旬政クラブ | 主たる事務所の所在地 | 新    | 尼崎市七松町1-13-23-202           | 平成30年4月1日  |
|                  |            |            | 旧    | 尼崎市七松町2-4-7                 |            |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出  
 法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 取消年月日       |
|------------------|------------|-------------|
| 川 上 八 郎          | 川上八郎をはげます会 | 平成29年12月31日 |

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第174号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月8日

兵庫県公安委員会  
 委員長 豊川輝久

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
  - (2) 実施期日
    - ア 新規取得講習  
 平成30年7月18日（水）から同月25日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
    - イ 追加取得講習  
 平成30年7月23日（月）から同月25日（水）までの3日間
  - (3) 実施場所  
 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
 新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成30年7月25日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
 新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者  
 受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成30年6月15日(金)から同月28日(木)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

- (f) 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (g) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (h) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (i) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会においても配布している。

#### 8 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

#### 9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

#### 10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

#### 11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

#### 12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166